

2013年10月7日 295号

# 共同センターNEWS

憲法改悪反対共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX5842-5620)

<http://www.kyodo-center.jp> mail: [move@zenroren.gr.jp](mailto:move@zenroren.gr.jp)

## オスプレイ使った日米合同演習 あいば野で実施

7日から滋賀県高島市あいば野で「日米合同演習」が行われます。今回の演習ではオスプレイの沖縄以外での、初めての飛行訓練・演習が実施されます。3日に開催された日米両政府の外務・防衛担当閣僚会合(2プラス2)では、日米軍事協力のガイドライン再改定に向けた作業開始等とともに、「オスプレイの沖縄における駐留・訓練の時間を削減する」との文言が盛り込まれました。安倍政権はオスプレイ本土訓練を増加させる方針です。日米両政府が「沖縄の負担軽減」というまやかしの理由をもとに、あいば野での演習を突破口に全国展開することは許されません。

## オスプレイ来るな！日米合同演習反対 「10・6 あいば野大集会」に 1000人参加

6日、滋賀県内の平和団体や労働組合などで行った「ふるさとをアメリカ軍に使わせない滋賀県連絡会」が主催した「オスプレイ来るな！日米合同演習反対10・6 あいば野大集会」が、高島市今津町・住吉公園で開催され、近畿を中心に各地から約1100人が参加しました。

集会では、同連絡会の杉原秀典代表委員が主催者あいさつで、「オスプレイの訓練が本土で増えれば、沖縄での離発着もそれだけ増える。負担軽減をいうなら、今すぐ米国に戻すべき。オスプレイ訓練するな、の一点で共同を広げる出発の日にしよう」と呼びかけました。

次に、日本共産党の市田忠義書記局長が情勢報告を兼ねて連帯あいさつ、「オスプレイの訓練は適地へ潜入し、奇襲をかけるのが目的で、侵略戦争そのもの。米軍と一緒に敵国を攻撃するオスプレイを使った訓練は、憲法9条をもつ日本で絶対に許されない」と強く非難しました。

その後、同じくオスプレイを使った日米合同訓練が予定されている高知県の代表が連帯あいさつし、米軍戦闘機のダム湖墜落事故を紹介しながら、「防災訓練」を口実にしたオスプレイの訓練に幅広い共同がすすんでいることを報告しました。また、あいば野平和運動連絡会の代表は、「高島ははじめ日本中のふるさとにオスプレイが来ていい場所はない。アメリカに帰ってほしい」と訴えました。その他、全労連、山口県岩国市、京都、大阪の代表があいさつ。沖縄県統一連からのメッセージも紹介されました。

次に、日本平和委員会、安保破棄実行委員会、全教等の中央団体と日本共産党の穀田恵二衆議院議員が来賓として紹介されたあと、参加者全員で歌に合わせて、オスプレイの絵に赤いバツ印と「No(ノー)」の文字を書いたカードを掲げ、訓練反対をアピールしました。集会最後には、民主青年同盟の青年の提案で、「沖縄をはじめ全国とつながり訓練反対の声をあげよう」と集会宣言を採択しました。

集会後、参加者は訓練反対の横断幕やプラカードなどを掲げ、シュプレヒコールを上げて同町内をデモ行進しました。

集会には、NHK、地元の新聞社、テレビなど多数のマスコミが取材に来ました。



# 許すな！特別秘密保護法

新聞労連・声明

## 民主主義を破壊する「特定秘密保護法」に断固反対する ～戦争は秘密から始まる～

2013年9月4日

日本新聞労働組合連合（新聞労連）

中央執行委員長 日比野敏陽

安倍内閣は「特定秘密保護法案」の概要を明らかにした。このような法律が成立すれば、国民の知る権利や取材、報道の自由は侵害され、民主主義社会の基盤も失われることは確実である。国の情報は主権者である国民のものであり、特定の政治家や官僚の所有物ではない。新聞労連は特定秘密保護法案の国会提出に絶対反対の立場を表明するとともに、法案成立阻止に向け幅広い共闘を呼びかける。

公表された「概要」によると、特定秘密保護法は防衛や外交など安全保障にかんする4分野で「特定秘密」に指定した情報を漏らした公務員を最高懲役10年に処し、情報を漏らすよう共謀、教唆、扇動した者も処罰する。概要では「拡大解釈による国民の基本的な人権の不当な侵害を禁止」する規定が盛り込まれるとされているが、当初は入るとされていた「報道の自由を侵害しない」旨は明記されていない。

仮にそのような規定が盛り込まれたとしても、法律が成立してしまえば、拡大解釈はいくらでも可能である。市民に伝えるべき情報はこれまで以上に公開が制限され、公務員への取材も厳しく規制されることになる。規制を突破してでも取材を試みるジャーナリストは「教唆犯」「共謀犯」として官憲の取り締まり対象になるだろう。

2011年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第1原発事故では、国による情報公開の遅れによって多くの方が、本来避けることのできた放射能汚染にさらされた。このように、市民、国民の安全、安心のためにも、いま必要なのは情報公開を制限する法律ではなく、情報公開制度のさらなる充実だ。

歴史的にも、国が情報を統制し国民を真実から遠ざけようとするとき、その背後には必ず戦争への準備が進んでいた。安倍政権の悲願である改憲、集团的自衛権の行使容認と今回の特定秘密保護法案の狙いは、同一地平上にあることは、もはや明らかである。

新聞労連は1980年代に「国家秘密法案」が国会提出された際、反対運動の先頭に立って廃案に追い込んだ。国家秘密法と特定秘密保護法はその主旨も狙いも全く同じだ。その意味で、今回の特定秘密保護法案提出の動きは新聞労働者全体への挑戦であると受け止める。新聞労連は法案の成立阻止に向け、労使や立場を超えて共闘の輪を拡大していくことを宣言する。

日本新聞労働組合連合は、10月1日、特定秘密保護法案の国会提出に反対する緊急声明も出しました。

「秘密を取材する記者やジャーナリストが罪に問われる危険性がある」と指摘し、「必要なのは情報統制法ではない。国の国民に対する説明責任義務の明確化であり、公文書管理制度と情報公開法のさらなる充実だ」と訴えています。

<http://www.shinbunroren.or.jp/index.htm>

## 日弁連も会長声明発表

日本弁護士連合会は3日、「特定秘密保護法案に反対する会長声明」を発表しました。声明は、法案が統治機構のありかた、国民主権及び国民の諸権利に重大な影響を与えるものであるにもかかわらず、国民不在の手続きを強行して立法化が進められていることに対し、「このような手法は断じて許されるべきではない」と厳しく批判。法案の内容について、特定秘密の範囲が広範かつ不明確な点、知る権利の制約の問題など、これまで同会が指摘してきた問題点がそのまま残されているだけでなく、行政によって国会が支配されかねない構造になっていることを指摘し、「わが憲法下の統治機構の在り方を根底から蝕（むしば）むもの」としています。警察組織のさらなる中央集権化の危険、法案がしめした重罰化による報道の自由の萎縮への危惧をのべています。※声明は「日本弁護士連合会」のホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>

**憲法を学び、生かし、平和な日本と世界を！**